

溶融固化物の再生利用の実施促進（通知）

平成19年9月28日 付け

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について（通知）」

環境対発第070928001号 平成19年9月28日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

主要内容

「溶融固化物の用途」と「溶融固化物に係わる目標基準」

溶融固化物の用途	溶融固化物に係わる目標基準
(1) 路盤材（下層路盤材、上層路盤材）、 加熱アスファルト混合物用骨材	JIS A 5032に適合していること。
(2) コンクリート用溶融スラグ骨材 （コンクリート二次製品用材料含む）	JIS A 5031に適合していること。
(3) 埋め戻し材、路床材等	JIS A 5032の4.2（有害物質の溶出量と含有量）の基準に適合していること。 用途に応じて、強度、耐久性等の品質も満足する必要がある。